

各少年鑑別所視察委員会の  
意見に対する措置等報告一覧表

平成28年4月末日現在

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌少鑑	H27.10.16	意見・提案書用紙について、（１）入所時に配布する、（２）提案箱付近に筆記具と共に備え付ける、（３）付添人が在所者に手渡しできるよう付添人面会の際に同人に渡す等の対応をとられたい。	意見・提案書用紙を入所時に在所者に配布するとともに、提案箱横にレターケースを設置し、用紙を備え付ける。
2	札幌少鑑	H27.10.16	提案箱の趣旨を記した視察委員会作成の説明資料を入所時に在所者に配布するとともに、提案箱の横に貼付する等の対応をとられたい。	視察委員会作成の説明資料を居室に備え付けられている「生活のしおり」に挿入し、在所者がいつでも見られるようにするとともに、同説明資料を提案箱の横に貼付する。
3	旭川少鑑	H27.7.3	在所者が意見を提出しやすい方法を検討してほしい。少年鑑別所側で「提案箱」の傍らに平易な文面を掲示する等の工夫をしてほしい。	「提案箱」設置箇所の際らに、在所者が理解しやすい平易な文面を作成し掲示している。
4	旭川少鑑	H27.10.20	在所者に提案意見を記載できる用紙を所持させ、「提案箱」の設置箇所を明示した書面を持たせるとともに、「提案箱」の文字を大きく見やすくするように改められたい。	提案箱の表示を大きくした上で、在所者が居室で所持する「生活のしおり」において、視察委員会に関する説明文及び提案箱提出用を備え付けた旨を追記する。
5	旭川少鑑	H27.10.20	食事が弁当での給与となっているが、喫食する際には弁当箱を電子レンジで温めるような対応を検討してほしい。	温めるための専用容器のコストがかかり、委託している業者との契約内容の変更を伴うため、時間をかけて検討したい。
6	旭川少鑑	H27.10.20	シャワー入浴でもよいので、可能な限り入浴回数を多くすることは可能か。	入浴は、関係法令の定めに基づき必要な回数を確保しており、保健衛生にも配慮した上で実施している。また、他の矯正施設の取扱いとの均衡を考慮する必要もあり、当所のみでは対応は困難である。
7	旭川少鑑	H27.10.20	在所者が、手紙を出す際に相手方の住所が不明な場合は、少年鑑別所から付添人に電話し照会してもらおうことができないか。	施設の事務負担上の問題があるほか、他の矯正施設との取扱いの均衡を検討する必要もあり、当所のみでは対応は困難である。
8	旭川少鑑	H27.10.20	在所者が付添人を電話で呼んでほしいと求めた際に、少年鑑別所で対応できないか。	施設の事務負担上の問題があるほか、他の矯正施設との取扱いの均衡を検討する必要もあり、当所のみでは対応は困難である。
9	旭川少鑑	H28.2.16	就寝時間中、減灯はされているものの、まぶしいようなのでアイマスクを利用できないか。	自弁品、給貸与品の品名については、訓令・通達で定められており、当所のみでの対応は困難である。
10	旭川少鑑	H28.2.16	在所者からの要望で、資格取得に関する書籍を増やしてほしいとの要望があるので検討できないか。	来年度の予算執行の際に配慮することとしたい（一部3月末まで書籍の調達を実施した。）。
11	釧路少鑑	H28.3.3	意見・提案書を「生活のしおり」につづつはどうか。	実施する方向で検討する。（H28.3.7実施済）
12	釧路少鑑	H28.3.3	在所者に対して、退所前に意見・提案書の作成について、呼び掛けてはどうか。	書面の提出については、在所者が任意で行うべきものである。提案箱について周知を図るにとどめたい。
13	青森少鑑	H28.3.11	在所者との面接について、平成27年度は一度しか実施できなかったが、意見・提案書の作成や提案箱の有無等について在所者が理解していないようである。入所時に説明していると思うが、入所後数日経過してから再度説明するなど、在所者に対する視察委員との面接の機会を十分なものとするため、視察委員への面接を促すよう懇切丁寧な説明を心掛けること。	入所時のオリエンテーションで「生活のしおり」を示しながら説明を実施しているほか、担任となる教官の初回面接時にも説明している。視察委員への面接等については、在所者が任意で行うべきものであるが、その趣旨については丁寧な説明を心掛けていきたい。
14	青森少鑑	H28.3.11	在所者について有料理髪（理容師）ができると聞いたが、女子在所者から美容師による調髪希望があった場合に対応できるよう検討されたい。	訓令において、在所者の調髪は、所長が依頼する理容業者に行わせ、やむを得ない事由がある場合、必要な理髪用具を在所者に貸与して調髪を行わせる旨規定されていることから、女子在所者に配慮した理容業者の選定について検討を進めていくこととした。なお、美容師による調髪希望への対応については、当所のみで決定できるものではないことから、上級官庁にその旨を伝えていきたい。
15	青森少鑑	H28.3.11	在所者の学習や反省の機会を保障するため、職業選択関連の図書、高等学校の参考書類を充実させていきたい。また、年数が経過した書籍については、新しい書籍と交換することを検討されたい。	就労や学習に関する書籍については、順次新しいものを購入しており、今後もその充実を図っていく。
16	青森少鑑	H28.3.11	在所者に対して、「娯楽放送」として映画鑑賞をさせていることだが、映画のリストを作成し、そのリストの中から在所者に選択させるという方法を検討されたい。	当所の場合、居室ごとに異なる番組を放映するシステムとはなっておらず、在所者全員のリクエストに応える形で番組を放映することはできないが、意見聴取の上、可能な限り対応することとした。
17	青森少鑑	H28.3.11	在所者に対して、職業紹介ビデオを視聴させていることだが、在所者にとってどの程度有意義であったかについて、効果を検証する機会を設けることを検討されたい。	少年鑑別所法第29条の規定に基づき、学習等の機会の提供等の一環として、職業紹介ビデオ視聴の機会を設けているが、「退所前アンケート」に同ビデオの感想等を記載する欄を新たに設け、感想等の結果をビデオ選定に反映させることとした。
18	盛岡少鑑	H28.3.29	視察委員会の開催回数は、委員が必要と認めた回数開催できるよう十分に配慮すること。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
19	盛岡少鑑	H28.3.29	夕食の提供時間を、現行の午後4時30分より遅い時間に設定することを再検討されたい。	日課運営及び共同炊さん先施設での調理時間の変更等、管理運営上の問題を伴う事項であることから、引き続き検討事項とする。
20	盛岡少鑑	H28.3.29	食事内容につき、即席めんを提供する場合も見られるため、発達途中の在所者に提供する食事として、よりふさわしい内容に改善すること。	熱量及び各栄養素の面等からは必要な内容を確保しているが、今後の献立立案の際に本意見も参考にする。
21	盛岡少鑑	H28.3.29	所在地及び気候条件等を踏まえ、場合によっては盛岡少年院との共同調理等により、なるべく暖かい食事を提供すること。	当所では盛岡少年刑務所との共同炊さんを実施しており、食事の運搬に当たっては保温容器を使用するなど配慮するだけでなく、必要に応じて当所において加熱するなどしており、引き続き温食給与に配慮していきたい。
22	盛岡少鑑	H28.3.29	視察委員会宛ての意見の募集について、提案箱が十分に活用されるよう、委員会と連携の上、必要な措置を講ずること。	入所時オリエンテーションにおいて説明を行っているが、提案箱の現物を提示して説明する方法を検討し、在所者の認知度を高めていく。
23	仙台少鑑	H27.12.17	施設全体に無機質すぎる感があるので、明るく癒し効果のある壁紙とすること等を検討すべきである。	面会室の壁に絵画を掛け、明るく雰囲気となるようにした。
24	仙台少鑑	H27.12.17	運動器具・用具・本のより一層の充実を期待したい。	運動器具・用具・本については、今後も継続して充実させていく。
25	仙台少鑑	H27.12.17	時間が分かるよう各室に時計を設置されたい。	居室内に時計を整備することも含め、時間が分かるような方策について検討していく。
26	仙台少鑑	H27.12.17	文房具等、部屋で使用できるものについては制限する必要がないと思われるので検討されたい。	文房具等、部屋で使用できるものについては、制限する必要性を含めて検討していく。
27	仙台少鑑	H27.12.17	日用品として、シェービングクリームの購入は認めても良いのではないか。	当所では、法令上購入を認め得る日用品の大部分の購入を認めており、指定事業者を確認し、取扱いのある品目であれば、今後、購入を認めることについて検討する。
28	仙台少鑑	H27.12.17	図書の利用範囲を拡大すべきであるので、貸出しを火曜日と木曜日以外も可能とする、貸出冊数を拡大する、貸出し方法を柔軟化し、より利用しやすくするの各点について検討されたい。	貸与可能な図書のリストを作成して居室に備え付け、土・日曜日等の休日に、適宜職員に申し出れば図書交換ができる体制を作ることについて検討している。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
29	仙台少鑑	H27. 12. 17	物品に関する購入希望の提出から、入手までの期間を短縮すべきである。	物品の購入については、今以上に短縮できるよう業者に働き掛けを行っていく。
30	仙台少鑑	H27. 12. 17	在所者が空虚に過ごすことがないよう、課題の出し方について検討されたい。	在所者の性格や能力、意欲によって、課題に取り組む姿勢に差があるので、担任職員が日々課題の進捗状況を把握し、早く課題を終わらせている在所者には、新たな課題を取り組ませる、自ら課題を設定して自主的・主体的に取り組むよう促すなどして、課題への取組を充実させることを検討している。
31	仙台少鑑	H27. 12. 17	運動が毎日行えるようにすること。	少年鑑別所法施行規則第17条第1項に基づき、機会付与を除外されている日であっても、一定時間居室内運動の機会を付与している。
32	仙台少鑑	H27. 12. 17	就寝時の明かりをもう少し暗くすること。	現状よりも照度を落とすことは保安上問題が生じかねない。ただし、まぶしさが若干緩和できるよう、暖色系のLEDライトに変更した。
33	仙台少鑑	H27. 12. 17	在所者の状況・状態を把握するために、対話やカウンセリング等を一層充実させること。	今後も在所者の心情把握のための声掛けや面接等を行う。
34	仙台少鑑	H27. 12. 17	教育的なカリキュラム（基礎的な国語・算数・英語等）を取り入れること。	現在、全国共通の学習用教材「STEP」を全在所者に対して積極的に勧めるなどして、教科指導の充実を図っている。また、数学や国語については、外部講師が月2回来所し、指導を受けられる機会を付与している。今後は、英語講師の開拓についても検討したい。
35	仙台少鑑	H27. 12. 17	本委員会の開催回数の増加を強く求める。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
36	仙台少鑑	H27. 12. 17	在所者の提案箱とは別に、外部の方からの意見聴取のための提案箱設置を要望する。	当所限りで対応できる事項でないため、本意見について、上級官庁に伝達する。
37	秋田少鑑	H27. 9. 4	提案箱設置箇所に提案箱の設置目的等を明示するポスターを掲示するとともに、在所者に対して、入所時に「意見・提案書」様式及び提案制度についての説明文「秋田少年鑑別所視察委員会からのお知らせ」を配布してもらいたい。	提案箱付近にポスターを掲示するとともに「意見・提案書」様式及び「秋田少年鑑別所視察委員会からのお知らせ」を各居室に備え付けた。
38	秋田少鑑	H28. 3. 28	在所者との面接の中で、「夜間、照明が明るすぎて眠れない。」との申出があった。在所者の体調管理の必要性から、就寝時、照明の明るさを減じてもらいたい。	在所者の居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態を把握する必要性から、一定の明るさを確保する必要がある。
39	秋田少鑑	H28. 3. 28	在所者との面接の中で、「部屋の中が暑すぎるが、職員に対して言い出しにくい。」との申出があった。在所者の健康管理の必要性から、温度調整に十分配慮してもらいたい。	入所時オリエンテーションの際に、所内生活について困ったことがあれば、遠慮なく申し出るよう、これまで以上に懇切丁寧に説明するとともに、入所後は、在所者の様子を見ながら、必要に応じて寮勤務者から在所者に対する声掛けを実施し、寮舎内の気温や天候を考慮して温度調整を実施するよう職員に周知した。
40	秋田少鑑	H28. 3. 28	視察委員会による面接の実施を在所者に伝えたところ、大半の在所者から面接希望の申出があり、実際の面接では様々な意見・要望が出されていることから、視察委員会開催時に在所者と面接を実施し、在所者から直接、施設運営に関する意見・要望を聴取する必要性は高く、在所者に対する面接実施を十分に行えるようにする観点から、次年度以降、当視察委員会の開催回数については、当視察委員会の判断を尊重するよう求める。 また、当視察委員会の開催回数を5回以上に増やした場合、それに見合う日当が委員に支給されるよう、予算の確保について法務省に上申するよう求める。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
41	山形少鑑	H28. 3. 29	在所者用の「意見・提案書」の記載内容をできるだけ平易な表現に改訂されたい。	意見・提案書の様式は通達によって定められており、施設独自で別の様式に変更したり、他の様式と併用することはできない。提案箱の説明時に、平易な表現によって実施することとした。
42	福島少鑑	H28. 3. 30	在所者が現在の時刻を知ることができるように各居室に時計を設置することが望まれる。少なくとも、それが実現するまでの間、各居室から24時間時計で時刻を確認できる状態にすることを求める。	直ちに措置を講じることは困難であるが、在所者が居室内から掛時計によりいつでも時刻を確認できる状態とした。
43	福島少鑑	H28. 3. 30	運動場、運動器具及び図書室の設備等については、現状でも積極的評価ができるものの、より一層の充実を期待したい。	運動場や運動器具については、必要な設備・用具等を整備している。また、図書約2,400冊を設置し、定期的に更新を行っている。これらの充実にあたっては、在所者の要望等を踏まえ、予算事情を考慮した上で、必要に応じて上級官庁に要望するなどして、充実に努めることとした。
44	福島少鑑	H28. 3. 30	在所者の希望がある場合、午後の運動も可能とするか、運動時間の延長を検討されたい。	運動時間については、午前中のおおむね1時間程度、その機会を確保しており、在所者の希望に基づき、午後の運動や運動時間の延長については実施していない。ただし、運動時間の機会を確保することが難しい場合については、日課等を柔軟に変更して対応することとしている。 なお、午後の運動時間については、職員配置及び日課運営上の支障等により直ちに措置を講じることは困難であるが、今後、実施に向けた検討を行うこととした。
45	福島少鑑	H28. 3. 30	対話やカウンセリングを一層充実させるよう要望する。	在所者1名に対し、法務教官及び法務技官を担任として指名し、面接等を実施して綿密な心情・動静把握を行っているが、今後もより一層充実させることとした。
46	福島少鑑	H28. 3. 30	就寝時の照明について、就寝しやすくするため明かりを現状より少し暗くすることを検討するなど配慮願いたい。	在所者の居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態を把握する必要性から、一定の明るさを確保する必要がある。
47	福島少鑑	H28. 3. 30	少年鑑別所視察委員会の存在及び役割並びに提案の制度及び提案箱の周知のため、ポスターの掲示及び在所者への交付を求めたい。	寮内にポスターを掲示するとともに、各居室にポスターを備え付けることとし、在所者がいつでも目にするようにした。
48	福島少鑑	H28. 3. 30	視察委員会の開催回数については、少なくとも年5回の開催が望ましい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
49	水戸少鑑	H27. 7. 15	男子在所者のための提案箱の設置場所について、浴室前からレクリエーション室に変更することが望ましい。	浴室前に加え、レクリエーション室にも設置した。
50	水戸少鑑	H28. 3. 2	在所者から意見・提案書の提出が1件あったところ、その内容については全職員が共有し、改善策は少年鑑別所に一任する。	内容について職員朝礼で全職員に周知するとともに、在所者の処遇に関する職員研修において注意喚起を図った。
51	宇都宮少鑑	H27. 9. 25	「提案箱」に投書するための「意見・提案書」の用紙を、「生活のしおり」のつづられたバインダーに複数枚挟み込んでおき、入所時に、その用紙の使い道を在所者に説明されたい。	「生活のしおり」を一部改正し、視察委員会に対する意見や提案の提出方法について明記するとともに、「生活のしおり」にあらかじめ2枚編みつけ、入所時には必ずその用紙の使用目的や使用方法について説明することとした。
52	前橋少鑑	H28. 1. 14	施設の老朽化や空調設備の不十分により、夏季の高温、冬季の低温による在所者の心身への悪影響が懸念されるため、抜本的な施設の改善及び空調の整備が必要である。	従来からの設備（扇風機、遮光ネット、ストーブ等）に加え、委員会意見を踏まえ、共同使用場所に暖房機器1機を増設した。なお、冷暖房空調設備の整備は、上級官庁へ要望する。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容 (講じなかった場合はその理由)
53	前橋少鑑	H28. 1. 14	隣接する団地から屋外運動場内が見えるため、周囲からのふかんによって、在所者の心に悪影響が及ぶおそれがあり、施設の移設、改築を含めた改善を行うべきである。	ふかん防止対策として、移転又は全体改築を求める意見があったことを上級官庁へ伝達する。 なお、運動時は帽子を着用させており、マスコミ等による撮影が危惧される場合は、その都度、ふかん防止対策を検討する。
54	さいたま少鑑	H27. 10. 15	提案箱の存在を知らない在所者が多いことから、提案箱の飾り付けや、告知回数を増やすことを要望する。	提案箱に折り紙等の装飾を行うとともに、週1回案内放送により在所者へ告知することとした。
55	さいたま少鑑	H27. 10. 15	食事の量を増やすことを要望する。	在所者へ給与する弁当は、矯正施設食糧給与規程等の規定に基づき適切に給与している。
56	さいたま少鑑	H27. 10. 15	食事の温食での給与を要望する。	平成28年度から、さいたま拘置支所との共同炊さんを実施することとしており、温食による給与を実施する予定である。
57	さいたま少鑑	H27. 10. 15	一日の日程を在所者に対して、毎日告知することを要望する。	毎朝、当日の日程について、案内放送により説明を行うこととした。
58	さいたま少鑑	H27. 10. 15	入浴又はシャワーの回数を増やすことを検討されたい。	夏季においては、通常の入浴回数2回を3回に増やすとともに、入浴未実施日の屋外運動後にシャワー浴を実施しているところであるが、年間を通じての回数増加は、予算、職員配置等の関係から難しい。また、冬季に湯船につからずシャワー浴を実施した場合、体が十分に温まらず風邪を引きやすくなるなどのおそれが高く、健康管理上好ましいとは言えないことから、現状のままとした。
59	さいたま少鑑	H27. 12. 24	提案箱の存在に係る告知の案内放送を週2回に増やすことを要望する。	週2回案内放送により在所者へ告知することとした。
60	さいたま少鑑	H27. 12. 24	面会時間の最終受付時刻を、午後4時30分から少し遅らせることはできないか。	面会時間の最終受付時刻については、日課及び施設管理運営上の観点から定めているものである。なお、事前連絡があり、かつ、やむを得ない理由があると認められるときは、短時間の遅延であれば、面会を受け付けている。
61	さいたま少鑑	H27. 12. 24	食事の量を増やすことを検討願いたい。	在所者へ給与する弁当は、矯正施設食糧給与規程等の規定に基づいた仕様による供給契約を、一般競争入札により落札した業者へ委託しており、これを変更することは、規程上、契約上においても難しい。
62	さいたま少鑑	H27. 12. 24	継続的に胃痛等体調不良を訴えている在所者への早急な医師による診察と投薬等の対応を要望する。	人的に医師が不在となる時間帯があるところ、その際は、看護師による問診等の後、速やかに医務課長又は医師に連絡の上、医務課長等の非常登庁、外部医療機関への診察、備薬の投与等を含み適切に対処しており、今後もこれを継続することとした。
63	千葉少鑑	H27. 11. 25	視察委員会の開催回数を年6回とし予算措置を講じるか、無給での活動を承認願いたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
64	千葉少鑑	H27. 11. 25	「生活のしおり」に記載された少年鑑別所視察委員会の説明に係る部分について、人権を尊重することや「意見・提案書」は視察委員のみが見て、職員は見ないこと、あるいは、意見・提案したこと自体を職員が知ることはない旨を記載してもらいたい。	委員会の意見を踏まえ、委員会作成のシートを提示する。
65	千葉少鑑	H27. 11. 25	「意見・提案書」の様式について、千葉少年鑑別所視察委員会が作成したものを使用願いたい。	様式については通達で定められており、当所限りでは対応できないため、上級官庁に報告する。
66	東京少鑑	H28. 1. 25	提案箱の設置場所には筆記用具、用紙を具備されたい。また、面会待合室内、付添人待合室内及び職員庁舎内の廊下にも提案箱を設置されたい。	提案箱横に筆記用具を備え付ける予定である。また、保護者面会待合室内の提案箱は、設置に向けて検討する。
67	東京少鑑	H28. 1. 25	提案箱の名称を「要望受箱」とすべきである。	提案箱の名称・呼称については、施設独自の判断では変更できない。
68	東京少鑑	H28. 3. 29	在所者との面接の結果、在所者の中には「視察委員会」の存在を知らない者が多数に上るのではないかと考えられる。入所時に口頭で説明することを要望する。	「生活のしおり」に、視察委員会の存在や役割、提案箱の設置等について明記し、在所者に周知しているほか、現在、入所時の告知に合わせて、口頭での周知を図っている。
69	東京少鑑	H28. 3. 29	在所者との面接において、食事の量が主食、副食ともに少ないとの話があったことから、委員会においても試食をしたところ、味が濃く、野菜も少なかった。カロリーだけでなく、副食のバランスを検討されたい。	委託業者が矯正施設食糧給与規程等の基準を満たして給与している。引き続き、同規程を踏まえつつ、在所者に対するアンケート結果も勘案した献立の作成を委託業者に働き掛け、適切な給与に努めていきたい。
70	東京少鑑	H28. 3. 29	入浴は週3回の実施を検討されたい。	夏季期間は週3回実施しているが、入浴の回数は、関係法令の定めに基づき必要な回数を確保しており、保健衛生にも配慮した上で実施している。また、他の矯正施設との取扱いの均衡を検討する必要もあり、当所のみでは対応は困難である。
71	東京少鑑	H28. 3. 29	施設の老朽化を考慮すると、冷暖房設備の改善が求められる。	冷暖房機の設置は、防災上及び費用対効果を考慮すると、高額な機器の導入や電気容量の増設に伴うことから、自庁限りでの対応は困難であるが、引き続き、在所者の生活環境の改善に向けた検討を進めたい。
72	東京少鑑	H28. 3. 29	在所者との面接の結果、他の在所者と接触した際の自然な行動をむやみに制止しているようであるので、改善を検討されたい。	規律及び秩序の維持を図るため、一定の制約を課す場面が生じることになるが、引き続き、必要な範囲を超えた規制は課さないように働き掛けていきたい。
73	東京少鑑	H28. 3. 29	救急用の備品等を廊下にも設置するなどして、緊急時に即応できるように検討されたい。	AED、人工呼吸器などの救急救命用具を収納した箱を、男子寮及び女子寮に設置しているほか、職員が定期的な救急法訓練を行うなどして、緊急時に対応できる体制を整えている。
74	東京少鑑	H28. 3. 29	施設が廃墟であるかのような印象を受ける。職場の環境改善を検討されたい。	施設の老朽化に伴う処遇環境や職場環境の改善には鋭意努力をしているところではあるが、当所限りでは対応できないものもある。
75	東京少鑑	H28. 3. 29	視察委員会の開催回数の制限は、視察委員会設置の趣旨に反する。少なくとも年6回の開催が必要である。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
76	八王子少鑑	H27. 6. 29	付添人、保護者及び職員からの意見を徴するための提案箱の設置を検討願いたい。	面会受付に付添人、保護者、職員用の提案箱を設置した。
77	八王子少鑑	H27. 10. 16	在所者からアレルギーではないのにアレルギー食と記載された食事を提供された旨の意見・提案書を受けており、改善願いたい。	「アレルギー食」と「非アレルギー食」が同じ食事であったため、左記のように配食されたものであり、その後、このようなことのないよう指導を徹底した。
78	八王子少鑑	H27. 10. 16	在所者から居室内に虫がわいているようである旨の意見・提案書を受けており、改善願いたい。	居室内で虫がわいている状況は確認されていないが、通気口に網を張り室内に虫が入らないよう措置を講じた。
79	八王子少鑑	H27. 10. 16	夕食の麦御飯が臭くて食欲がなくなる旨の意見・提案書を受けており、改善願いたい。	毎食、検食し、炊き上がりが不足している場合は、主食の炊き上がりを十分行うよう委託業者に申入れをしている。必要に応じて、今後も申入れすることとした。
80	八王子少鑑	H27. 10. 16	在所者から運動時間を延長してほしい旨の意見・提案書を受けており、改善願いたい。	運動は、少年鑑別所法施行規則第17条第2項に定められた基準により実施しているところであり、変更の予定は現在のところ未定である。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
81	八王子少鑑	H27.12.7	入浴にあかすりを用意してほしい、また、お風呂の中が汚い旨の意見・提案書を受けており、改善願いたい。	通常のフェイスタオルを入浴時に1本ずつ貸与し、あかすりとして使用させている。また、あかすりは、自弁使用を許可している。浴槽の湯は、かけ流しをして、あかを流したりするなど、浴槽の湯を清潔にして入浴を実施しているところではあるが、今後も快適に入浴できるよう努めていきたい。
82	八王子少鑑	H27.12.7	食事の量が少なく、冷えていて油が固まってしまったりしておいしくない旨及び食事の量を増やせないのであれば、自弁の弁当やお菓子について1回/週と制限をしないしてほしい旨の意見・提案書を受けており、改善願いたい。	食事の量は、矯正施設被収容者食料規程等の法令に基づき給与している。自弁の弁当、嗜好品についても、少年鑑別所法等の法令の規定に基づき自弁購入の手続を行っている。
83	八王子少鑑	H27.12.7	入浴の日を月・水・金・日にしてほしい旨の意見・提案書を受けており、改善願いたい。	入浴は、少年鑑別所法施行規則第18条第1項に定められた基準により実施しており、現時点において変更の予定はない。
84	八王子少鑑	H27.12.7	昼の横になって休んでいい時間にラジオを流すのは、うるさいのでやめてほしい旨の意見・提案書を受けており、改善願いたい。	本人の申出があれば、居室のラジオのボリュームを「切」にしており、今後もオリエンテーション等で周知していきたい。
85	八王子少鑑	H27.12.7	事実上婚姻関係と同様の事情がなければ彼女とさえ面会できないというのは厳しいという旨の意見・提案書を受けており、改善願いたい。	面会は、少年鑑別所法第80条の規定等法令に基づき実施している。
86	八王子少鑑	H28.2.15	入浴の時くらい監視しないでほしい旨の意見・提案書を受けており、改善願いたい。	これまででも、在所者の羞恥心に配慮しながら入浴時の動静視察をしているところであり、現時点において変更の予定はない。
87	八王子少鑑	H28.2.15	入浴の回数が少なく、運動後も、入浴できるようにしてほしい旨の意見・提案書を受けており、改善願いたい。	入浴は、少年鑑別所法施行規則第18条第1項に定められた基準により実施しており、現時点において変更の予定はない。
88	八王子少鑑	H28.2.15	在所者の鑑別に当たっては、在所者の態度だけでなく、在所者の話を聞いて判断してほしい旨の意見・提案書を受けており、改善願いたい。	在所者の鑑別は、少年鑑別所法第16条第2項に基づき調査を行っているところであるが、今後も面接には十分時間をとって行っていきたい。
89	八王子少鑑	H28.3.29	自殺事故が発生したことを踏まえ、八王子少年鑑別所は、直ちに関係省庁と早急に協議し、少年審判規則第8条を改正して「自殺」に関する情報を含めるか、もしくは成人と同様に在所者が家庭裁判所に送致される際、成人と同様の移送連絡票が作成されるようにするなど再発防止策を図りたい。	関係省庁との協議や少年審判規則の改正については、当所限りでは、対応できない事項であり、意見については、引き続き上級官庁へ報告することとしたい。なお、東京家庭裁判所立川支部等に対し積極的な情報提供について申入れを行い、関係機関から以前よりも詳細な情報が提供されるようになるなど再発防止に取り組んでいる。
90	横浜少鑑	H27.11.4	2か月に1回程度（年6回程度）の頻度で委員会が開催できるように、あらかじめの準備を講じられたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
91	横浜少鑑	H28.1.13	在所者全員に対し、入所時のオリエンテーションにおいて、提案箱について周知させるため、別途委員会が準備した説明文書を配付されたい。	誤廃棄、汚損防止のための措置を講じた上、生活のしおりとともに配付することとする。
92	横浜少鑑	H28.3.1	説明文書を拡大したものを、提案箱の設置場所付近に掲示されたい。なお、「意見・提案書」用紙の配付方法については、引き続き協議されたい。	拡大した説明文書を提案箱付近の適当な場所に提示することとする。
93	横浜少鑑	H28.3.1	居室内の姿勢保持・私語禁止等につき在所者へ指導・注意をする際には、在所者がその趣旨・目的を理解できるように十分に説明するよう配慮されたい。	引き続き個々の在所者の特性を踏まえつつ、趣旨が理解できるような説明に努める。
94	横浜少鑑	H28.3.18	居室内の十分な清掃・換気、必要に応じたティッシュ、保湿クリーム、洗顔剤等の使用許可などにより、在所者の健康管理に十分な配慮をされたい。	在所者に対する居室内の保清指導や日用品の給与等を行っており、引き続き適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずる。
95	横浜少鑑	H28.3.18	入浴の順序や方法については、在所者間の諸事情を可能な限り配慮されたい。	個々の在所者の当日の予定等の事情を勘案し、その都度決定しており、引き続き可能な限り配慮する。
96	横浜少鑑	H28.3.18	食事及び飲料の量や温度が適切に維持されるよう配慮されたい。	被収容者食糧給与規程に定められた給与熱量等に基づき適正に運用しているところ、引き続き給食内容の充実にも努める。また、食材の温熱についても、引き続き配食時間を抑えるなど配慮する。
97	横浜少鑑	H28.3.18	居室内に時計を設置することを検討されたい。	保安、予算面で直ちの結論を出すことは困難であるが、引き続き慎重に検討する。
98	横浜少鑑	H28.3.18	貸出図書について、在所者に対する教育的効果を十分に考慮し、備付図書の種類をより充実させるよう配慮されたい。	多様なジャンルの図書の整備を図っており、引き続き充実に努める。
99	新潟少鑑	H28.3.25	在所者の心身鑑別のために実施した心理テスト等の結果のうち、在所者に伝達することが相当と認められるものは、速やかに在所者に伝達すべきである。	収容鑑別のため実施した心理テストの結果については、在所者の希望等を踏まえ、必要に応じて、伝達している。
100	新潟少鑑	H28.3.25	在所者に伝達する「生活のしおり」は、所内生活全般を記載しているために大部で詳細な内容となっているが、在所者の年齢、特性に応じて、口頭で補足するなど理解を深めるための対応をすべきである。	入所時の告知は、「生活のしおり」を用いるほか、これまでも在所者の年齢、特性に応じて職員が丁寧に補足的な説明を行ってきたところであり、今後も在所者が十分に内容を理解できるようにさらに努める。
101	甲府少鑑	H28.3.7	提案箱を定期的に利用するよう在所者に義務付け、提案箱本来の活用が図られるような改善を検討されたい。	提案箱の利用は、在所者の任意であり、義務付けは困難である。任意性を担保しつつ、在所者が気軽に提案箱を利用できるように配慮する。
102	甲府少鑑	H28.3.7	土曜、日曜日の外での運動の機会を与えるか又は運動器具の貸与等の運動に代わる措置を確保されたい。	職員配置上の制約、保安上の観点から休庁日に在所者を居室外に出して運動を実施することは困難である。現在も休庁日の居室内の運動については時間を設定し、在所者に周知し、運動のビデオを放映するなど配慮している。運動器具の貸与については、導入の可否を検討する。
103	甲府少鑑	H28.3.7	居室内にエアコンの設置をお願いしたい。	予算の制約上、全居室にエアコンを直ちに設置することは困難であるが、予算の許す範囲で、適切な措置を検討する。
104	甲府少鑑	H28.3.7	視察委員会の開催回数について、より柔軟な運用を検討してもらいたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
105	長野少鑑	H27.9.17	近隣の高層住宅から、ふかんされるおそれがあるので、十分に配慮する必要がある。	運動を実施する際には、帽子をかぶせるなどして顔が見えにくくなるような対応をしている。
106	長野少鑑	H27.12.17	面接を実施した際に、「提案箱の存在を知らない。」と回答した在所者がいたので、周知方法を改められたい。	入所のオリエンテーション時に、実際に提案箱の設置場所に案内し説明するなどして、確実に周知できるようにした。
107	長野少鑑	H27.12.17	退所時アンケートは、在所者からの情報提供として有益なので、施設向けの退所時アンケートと別に、視察委員会向けの退所時アンケートを実施することはできないか。	従前から、原則として全被保護在所者に、審判前日に8頁にわたる退所時アンケートを実施しているところであり、これに加えて文書の記載等をさせることは、負担が大いと思われる。
108	長野少鑑	H28.3.17	食事の量が少ないと申し立てている在所者がいるが、通常の食事以外に所持金で購入できないか。	在所者に給与する食事については、必要なカロリーや栄養について定められていて、栄養のバランスが確保できるようにされているので、問題ないと考えている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
109	長野少鑑	H28. 3. 31	在所者が提案箱に投書するに当たって、職員への申出が必要である旨「生活のしおり」に記載されていることは問題である。	施設の構造上、居室外に設置した提案箱に投かんするためには、職員に申し出る必要があり、施設は投かんの事実自体は関知せざるを得ない。また、居室の検査の際、作成中の意見・提案書を職員が不用意に閲覧することを防止するには、事前に職員に申出させることが必要である。
110	静岡少鑑	H28. 3. 25	視察委員会の開催回数について、年4回では視察結果を踏まえた意見書の作成提出という任務を全うすることに支障があるため、施設の実情に合わせて柔軟な対応が取れるよう配慮すべきである。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
111	静岡少鑑	H28. 3. 25	建物の老朽化が著しく、雨漏りや外観の悪さなど修理やリニューアルが必要であるため、大幅な予算の増額がなされるべきである。	施設の老朽化が著しい状況にあるが、施設限りでの対応が困難であるため、引き続き必要な予算増額について、要求する。
112	静岡少鑑	H28. 3. 25	処遇改善のためには、現在の人員体制では不十分であり、人員の確保が必要不可欠である。	人員配置を増やすことについては、当所限りでは対応できない事項であるため、上級官庁に要望していきたい。
113	静岡少鑑	H28. 3. 25	常勤医師の確保について、所内独自の努力のみでは不十分であり、上級官庁が責任を持って関与し、予算の確保を含む、全国水準での対策が求められる。	意見があったことを上級官庁に報告するとともに、引き続き常勤医師の確保に努める。
114	静岡少鑑	H28. 3. 25	人員配置体制の改善が必要と思われるが、土曜、日曜にも在所者の入浴を行うよう、努力されたい。	現在、通年で週3回の入浴を実施しているが、入浴の回数は、関係法令の定めに基づき必要な回数を確保しており、保健衛生にも配慮した上で実施している。また、他の矯正施設との取扱いの均衡を検討する必要もあり、当所のみでは対応は困難である。
115	静岡少鑑	H28. 3. 25	学習、運動等の機会を望んでいる在所者には、その機会を保障するための運営態勢づくりを検討されたい。	学習、運動等の機会を望んでいる在所者には、法令等の規定に従い、その機会を保障しているが、引き続き適切な処遇の維持に努めたい。
116	静岡少鑑	H28. 3. 25	現在、週1回の交換で7冊までの貸出となっている書籍について、3日に1回の交換とし、貸出冊数を増加させるように変更することを考慮されたい。	読書量は個人差があること及び職員配置上の理由から、図書の交換日を増やすことは難しいが、交換日以外に希望があれば3冊まで追加して借りられることとし、貸出冊数を10冊までに変更した。
117	金沢少鑑	H28. 3. 29	「生活のしおり」には、①面接・②意見・提案の書面の提出について、「職員に申し出て下さい。」と記載されているが、②については、その趣旨からして本来、職員に申し出る必要はないものであるから、適宜、提案箱に入れてよい旨を明記することなどを検討されたい。	今後の検討事項としたい。
118	金沢少鑑	H28. 3. 29	救済の申出、苦情の申出及び意見・提案書の区別・異同について分かりにくくなっている。区別・異同が明確になるよう注記することなどを検討願いたい。	現状においてもオリエンテーション等において必要な説明を行い、明確に分かるよう配慮しているが、一層の周知を図りたい。
119	金沢少鑑	H28. 3. 29	面接時、夕食の開始時間が早すぎるとの声があった。一般社会と比べると確かに早いと言えることから、30分ないし1時間遅らせることを検討願いたい。	食事の時間帯については、職員配置状況等を総合的に勘案した上で、少年鑑別所法等に基づいて定めていることから、現行の食事時間帯を維持することとした。
120	金沢少鑑	H28. 3. 29	面接時、夜間（就寝時）にも照明があるため眠りの妨げになるとの声が比較的多くあったところ、施設の性質上、夜間の照明を消すことはできないにしても、明るさを減じるなどの工夫を検討願いたい。	在所者の居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態を把握する必要性から、一定の明るさを確保する必要がある。
121	金沢少鑑	H28. 3. 29	面接時、進路・就職に関する情報が不足しているとの声があったため、蔵書の更なる充実を要請する。	毎年度、図書の整備更新を実施しているところであるが、今後も引き続き充実化を図ってきたい。
122	金沢少鑑	H28. 3. 29	在所者の健康・衛生上の観点から、夏場対応として、エアコン設置を検討願いたい。	エアコンの設置については、施設の構造上、予算的措置も含めて困難であるが、夏場は居室内に扇風機を設置して対応している。
123	金沢少鑑	H28. 3. 29	近隣の少年施設と兼任している視察委員会委員に負担が掛かっているため、今後、段階的に改めることを検討願いたい。	委員の選定については、関係団体の推薦を得て行っており、施設限りでは対応できないが、必要に応じて、関係団体の理解を得られるように努めたい。
124	金沢少鑑	H28. 3. 29	委員会の開催回数について、予算措置の関係から年4回の縛りとなっているとのことであるが、当委員会の制度の趣旨からすると、その活動に十分な予算措置が講じられるべきであるから、今後は開催回数問題について柔軟な対応を検討願いたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
125	福井少鑑	H28. 3. 8	在所者の衛生面等を考慮して夏場の入浴回数を改善するよう検討願いたい。	夏季の入浴については週3回と定めているところ、入浴日以外の平日についてもシャワーを使用した入浴を認めており、既に本意見に沿った処遇を行っている状況にある。
126	福井少鑑	H28. 3. 8	課題の出し方を工夫するなどして在所者が有意義に時間を過ごすことができるよう検討されたい。	個人のニーズに応えるために、従前から実施している課題に加えて、貸出し図書及び学習教材の拡充、録音教材の整備、貼り絵の実施、漢字検定試験の実施等を予定している。
127	福井少鑑	H28. 3. 8	職員数の増員を要請する。	職員数の増員については、当所限りでは対応できないものであるため、上級官庁に要望していきたい。
128	福井少鑑	H28. 3. 8	視察委員会の開催回数を増やすよう要請する。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
129	岐阜少鑑	H27. 10. 15	提案箱設置の趣旨を理解してもらうため、視察委員会が作成した説明文を提案箱の近くに掲示したり、居室内で閲覧できるようにすることなどを検討願いたい。	説明文について、提案箱の横に掲示するとともに、各居室ごとファイルに差し込んで閲覧できるようにした。
130	岐阜少鑑	H27. 10. 15	意見用紙について、在所者が理解しやすいよう視察委員会が作成した意見用紙に変更することを検討願いたい。	意見・提案書の様式は、通達をもって定められており、施設独自で別の様式に変更したり、他の様式と併用することはできない。提案箱の説明時に、平易な表現を用いて実施することとした。
131	岐阜少鑑	H27. 10. 15	面会に来た保護者用の提案箱の設置を要望する。	法令上保護者等からの意見聴取に関する規定がなく、設置する予定はない。
132	岐阜少鑑	H28. 3. 15	夜間、就寝時の照明については可能な限り暗くすることを求める。	在所者の居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態を把握する必要性から、一定の明るさを確保する必要がある。
133	岐阜少鑑	H28. 3. 15	夏季・冬季の施設内の温度を調整し、生活上快適な温度となるように努められたい。	生活環境については、これまで適切な温度調整を図ってきたが、今後も引き続き適切な温度を保てるよう努めたい。
134	岐阜少鑑	H28. 3. 15	施設の耐震構造にも配慮しながら、施設の補修又は改修を適切に行い、明るい色彩等を考慮した施設にすることも検討されたい。	在所者の生活環境については適宜補修等を実施しており、引き続き補修や工事を進めていく。
135	岐阜少鑑	H28. 3. 15	委員会の開催回数については、年4回を限度とするよう以前説明があったが、本年度の活動を振り返ってみても、在所者の入れ替わりも多いことから、2か月に1回程度の委員会の開催が必要である。また、委員会内での十分な議論の時間を確保する意味でも、4回を超える委員会の開催が必要であるので検討願いたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容 (講じなかった場合はその理由)
136	岐阜少鑑	H28. 3. 15	本委員会の活動の実行性を高めるためにも、在所者やその関係者に活動を周知させる必要がある、在所者への告知文を採用してもらっているが、意見・提案書の書式については依然として使いやすい書式となっておらず、改善の必要性がある。	意見・提案書の様式は、通達をもって定められており、施設独自で別の様式に変更したり、他の様式と併用することはできないが、提案箱の説明時に、平易な表現を用いた説明を実施している。
137	岐阜少鑑	H28. 3. 15	在所者の関係者からも本委員会に気軽に意見を投かんできるよう待合室に提案箱を設置するなどして広く意見収集ができる環境を整備することを求める。	提案箱は、在所者が視察委員会へ意見・提案書を提出するためのものであり、それ以外の方からの施設運営に資するための意見聴取については施設がすべき事項であることから、委員会が直接外部の方から意見聴取するための提案箱の設置は行わない予定である。
138	名古屋少鑑	H28. 2. 29	故障中の空調機器について、早急に更新・修理を検討された。	本年度3台の更新と1台の新設を行うとともに、故障中の空調機器の一括更新のための予算措置を上級官庁に要望している。
139	名古屋少鑑	H28. 2. 29	冷房について、暑さが厳しい場合は柔軟な稼働時間に対応するよう検討願いたい。	室温が28度以上になった場合は、期間外及び時間外の稼働を許可しており、既に柔軟な運用がなされている。
140	名古屋少鑑	H28. 2. 29	入浴について、衛生面に鑑み、特に夏季には運動後でなくてもシャワー及び洗髪時間を設けることを検討願いたい。	予算及び職員配置上困難なところもあり、夏季には、就寝前に拭身を許可する運用とされている。引き続き適切な衛生環境の維持に努めていく。
141	名古屋少鑑	H28. 2. 29	食事の主食については、在所者の個体差を考慮し、ある一定の幅を持った運用を考えられたい。	在所者の身長が一定基準を超える場合等、特別な給与が必要と医師が判断した場合には、在所者の個体差に配慮した対応を行っている。
142	名古屋少鑑	H28. 2. 29	職員体制について、特に心理技官の育児休業取得を想定し、心理技官の補充体制を考えておくべきである。	上級官庁から情報を得て、対応を検討している。
143	名古屋少鑑	H28. 2. 29	視察委員会の開催回数について、委員長判断により、臨時会議を開催し得るよう、臨機な予算措置の対応をお願いしたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
144	津少鑑	H27. 6. 8	提案箱は、男子寮、女子寮だけでなく、レクリエーション室にも設置し、用紙を提案箱付近に置き、在所者が投かんしやすい雰囲気にするための工夫を検討願いたい。	レクリエーション室にも提案箱と用紙を設置し、提案箱前面に提案を呼び掛けるカラフルなポップを施した。
145	津少鑑	H27. 9. 7	在所者との面接に先立って、視察委員会委員が当該在所者の日誌、作文、絵画などを観ることができるようにしてほしい。	入所在所者の日誌、作文、絵画は個別の在所者の鑑別の目的のみに使用するものであり、目的外に使用するのは相当でない。
146	津少鑑	H28. 2. 8	退所時アンケートの様式が平成27年6月以降変更されているが、5月までの様式のほうが記載内容が充実しているため、5月までの様式に戻すことを検討願いたい。	平成27年5月以前のように、施設の生活等について、在所者に記述させる項目を増やした内容に改定した。
147	津少鑑	H28. 3. 1	施設設備は清潔に保たれているが、やや無機質な印象を受けるため、検討の上、必要な措置を講じられたい。	今後は整理整頓をしたり、掲示物等を工夫したりすることで、和らいた雰囲気作りを努めたい。
148	津少鑑	H28. 3. 1	個人居室に時計がなく時間の進行が分からず、一日のペースを掴むことができない。個人居室に時計を設置するか、各居室から確認できる場所に時計を設置するなどし、在所者が時間を把握できるよう検討されたい。	男女各寮の廊下に時計を設置して、居室から時間を把握できるようにする予定である。
149	津少鑑	H28. 3. 1	飲食物が無機質であり、野菜が不足しているという印象を受けるため、可能な範囲で野菜を多く提供したり、食感や味を楽しめる食事を提供されるよう検討されたい。	当所の在所者の食事については、三重刑務所の共助を受け、管理栄養士による栄養計算や予算、食材の調達、調理の技能・調理器具の有無など種々の条件を勘案して給与しており、季節感を味わえる旬な食材を利用した献立にする工夫をしている。 なお、平成27年度予算で、在所者が気持ちよく食事ができるよう、経年による汚れが目立った食器について、食事を温かいまま喫食できるより保温性の高い食器に更新した。
150	津少鑑	H28. 3. 1	日本語を話せない在所者とのコミュニケーション不足を解消する工夫を検討願いたい。	これまでの日本語の日常会話に支障のある在所者に対しては、通訳人を依頼して、少年鑑別所における生活要領の説明や心情把握等をしてきたところであり、今後も通訳謝金執行状況を勘案しながら落ち着いた所内生活が送れるようにしていきたい。
151	津少鑑	H28. 3. 1	規則が多く、その規則を解説する生活のしおりは、字ばかりである。ほとんどの在所者が4週間程度で退所していくことから、生活のしおりに目を通すことは困難であり、内容を理解することはほぼ不可能であると考えられる。生活のしおりの難解さが、投書が見られない原因のひとつになっているとも考えられる。適宜イラストを用いるなどして理解しやすくする工夫を検討願いたい。	在所者全員に対して、入所当日に職員がオリエンテーションを実施し、「生活のしおり」などを用いながら生活の要領や規則などを説明すると同時に、少年鑑別所視察委員会の仕組みや提案箱への提案などについても、「生活のしおり」の当該ページを示しながら口頭で説明し、在所者が理解できるようにしているところである。また、在所者が生活のしおりの内容を更に理解しやすくするために、オリエンテーション用のDVDなどの作成を検討している。
152	津少鑑	H28. 3. 1	少年鑑別所が保有する資料へのアクセスを確保されたい。施設や在所者が受けている処遇に対する不満や不安が、鑑別のための資料に表れていることも十分考えられるし、そもそも在所者が受けている指導や鑑別の内容を委員会委員が把握することは、鑑別所の運営向上にとって十分意味があると考えられる。鑑別のための資料であったとしても、たとえば在所者の行った非行の具体的な内容が分かるような資料については例外的に開示対象から除外する等の工夫を行い、時にはマスキング処置を行うなどして、開示を行うことを検討されたい。	日記、課題作文及び絵画は、収容審判鑑別に資する目的で収集している資料で、当該在所者の鑑別に携わる者のみが鑑別に活用しているものであり、視察委員会委員も含めた第三者への公開や伝達は適当ではなく、日記等を開示することができないことを御理解願いたい。
153	津少鑑	H28. 3. 1	提案箱へ投書が皆無であった。本委員会としても手探りの運営のなか、投書をしてもらう工夫が十分ではなかったと反省するが、津少年鑑別所においても、投書を行ったことが分からないようにしたり、投書を書くことが当然の行為であるといった雰囲気醸成するなど、投書がされる工夫を検討願いたい。	提案したことによって不利益が生じることはないことなどを生活のしおりに記載して、在所者に読ませたり、入所時オリエンテーション時に口頭で説明・伝達しているところであるが、今後もオリエンテーション時や生活のしおりなどを通じて、在所者の視察委員会の意義や提案の意味などに対する理解が深まるように努めていく。
154	大津少鑑	H28. 3. 31	今後は委員会において委員会開催回数を決めることができるよう要望する。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
155	大津少鑑	H28. 3. 31	在所者が提案箱を利用しやすくなるよう、在所期間中に白紙でも差し支えないので、必ず1回は書面を投かんするよう生活のしおりに明記されたい。	書面の提出については、在所者が任意で行うべきものであるところ、在所者に対し、在所期間中に必ず1回書面を入れるよう促すことは不適切である。
156	大津少鑑	H28. 3. 31	意見・提案書について、在所者に親しみやすい様式に変更されたい。仮に現行の書式の変更が困難であれば、当委員会作成の書式も配布、備え置かれたい。	当該様式は、通達に基づくものであり、原則としてこれを変更することはできない。また、在所者に他の様式を使わせることもできない。
157	大津少鑑	H28. 3. 31	在所者が付添人を通じて意見・提案書を提出する機会や保護者等も意見・提案書を提出する機会を確保するべきところ、待合室にも提案箱を増設するよう要望する。	提案箱は、在所者が視察委員会へ意見・提案書を提出するためのものであり、それ以外の方からの施設運営に資するための意見聴取については施設がすべき事項であることから、委員会が直接外部の方から意見聴取するための提案箱の設置は行わない予定である。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
158	大津少鑑	H28. 3. 31	屋外での運動の機会が与えられるよう、日課や面会の機会を柔軟に調整されたい。	少年鑑別所法第31条には、運動を行う機会の提供について、「審判期日又は公判期日への出頭その他の事情により少年鑑別所の執務勤務時間内にその機会を与えることができないときは、この限りではない。」とあるところ、今後も面会や調査で午前中に実施することができなかった運動を午後実施するなどの調整を行っていきたい。
159	大津少鑑	H28. 3. 31	週に4回の入浴の機会が与えられないか、また、清拭の機会が与えられないか等について検討されたい。	夏季には、月、水、金の週3回の入浴に加えて、火、木の運動実施後にはシャワー浴を実施しており、在所者の保健衛生にできる限り配慮している。現時点では週4回の入浴の機会を与えることは困難であるが、入浴回数の増加についての意見のあったことを、上級官庁に報告することとした。
160	大津少鑑	H28. 3. 31	在所者に嘔吐等の事実があった場合には、医療資格を持たない職員に判断を委ねることがないよう、医療体制のあり方に改善すべきところがないか検証を続けられたい。	非常勤医師の診察以外の日については、必要に応じて電話で非常勤医師の指示を仰ぎ、外部診察を受けさせるなどしている。引き続き適正な医療の実施に努めていきたい。
161	大津少鑑	H28. 3. 31	常備薬の取扱いについては、「生活のおしり」等からも理解できるようにしておくことを検討されたい。	常備薬があることをあらかじめ知らせることは、在所者の安心につながる面もあるが、常備薬の投与を目的とした体調不良の申出につながるおそれもあるため、在所者からの体調不良の申出があった場合や職員が在所者の体調不良を認めた場合、必要に応じて常備薬や医師が処方した薬剤を投与することが適当である。
162	大津少鑑	H28. 3. 31	在所者の夜の空腹感への対応として、自弁品でロングライフの菓子パンやバランス栄養食品といわれる食品等の購入ができないか検討されたい。	指定業者と取扱商品について交渉する。場合によっては、指定する業者を増やすなどの対応がとれないか検討したい。
163	大津少鑑	H28. 3. 31	職員により在所者への対応が異なることがないよう、今後ともさらなる工夫をされたい。	今後も、引き継ぎや鑑別部門会議等を活用して、処遇の統一を図っていききたい。
164	大津少鑑	H28. 3. 31	図書の利用について、在所者が考えながら借りる本を選ぶことができるよう、もう少し時間を延ばされたい。	初めての図書交換の際は、備付書籍の配置や在庫について把握できるように本を選ぶ時間を延長できないか検討したい。 なお、読書に興味を持ってよう、また、短時間で本を選ぶことができるよう「読書のすすめ」という冊子を居室に備え付けて蔵書について紹介したり、本棚に「先生のおすすめコーナー」を設置するなどの工夫を行っている。
165	大津少鑑	H28. 3. 31	保護者等との面会について、限られた面会時間を、もう少し延ばすとか、平日以外にも面会を可能とするなど検討されたい。	面会については、職員配置や面会の申出の状況等を考慮して30分を下回らないよう留意して実施している。また、義務教育が終了しない在所者に対し、教師等が訪れた際には、面会時に学習機会を提供することとしている。なお、休祝日等の面会については、現下の職員事情において、実施することは困難である。
166	京都少鑑	H27. 7. 27	少年鑑別所視察委員会を年6回開催したい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
167	京都少鑑	H27. 10. 19	委員が一同に会して、会議相当のものを開催する場所として、施設の利用を求める。	所定の回数を超えて委員会の会議を開催したいとの要望があれば、予算の増額措置を講ずる必要があり、施設限りでは対応できないので、上級官庁に報告するが、委員会の会議の開催以外の委員による自主的な活動については、可能な範囲内で協力する。
168	京都少鑑	H28. 3. 31	在所者に配布する意見・提案書とは別に、委員会の作成する提案箱案内文を渡してほしい。	今年度から当該案内文の配布について対応する。
169	京都少鑑	H28. 3. 31	早急な建替えに向けての準備を進めてほしい。	建替えについては、当所限りの判断で対応できないことから、意見があったことについて、上級官庁に報告する。
170	大阪少鑑	H28. 3. 31	冬期は、フリースジャケット等の衣類の貸与で対応しているが、廊下の暖房について適切に運用する必要がある。	引き続き、予算の範囲内で暖房の適切な運用に努めていく。
171	大阪少鑑	H28. 3. 31	夕食の弁当を自弁で購入する際、メニューがわからない状況であるので、購入の判断のため、可能な範囲で事前にメニューを開示されたい。	弁当のメニューを事前に配布できるかを販売業者に確認したが、当日の材料の状況によって夕方の献立を決定しているため、メニューを事前に配布することはできない。
172	大阪少鑑	H28. 3. 31	保護者との面会時間が15分ないし20分となっており、少年鑑別所法令の定める30分に近付くよう、少なくとも常時20分は確保できるよう努力を求める。	少年鑑別所法第83条第1項及び少年鑑別所法施行規則第49条ただし書に基づき、面会時間を30分未満としている場合があるが、可能な限り、面会時間を長く確保するように今後も努める。
173	大阪少鑑	H28. 3. 31	保護者との夜間・土日祝日の面会についても実現するよう検討する必要がある。	夜間及び休日の面会については、職員配置の都合上、常時実施することは困難であるが、個別のケースの必要性にどのように対応できるかは検討したい。
174	大阪少鑑	H28. 3. 31	中学生・高校生の在所者に対する学習援助をより手厚くする必要があるほか、備え付ける参考書は、最新の学習指導要領に即したものに更新する必要がある。	引き続き、学習支援活動に努めるほか、参考書についても、予算の範囲内で更新していくこととする。
175	大阪少鑑	H28. 3. 31	視察委員会の活動の告知について、在所者がより理解しやすい説明の仕方に改善する必要がある。また、提案箱の設置場所についても、工夫する必要がある。	入所時に視察委員会に関する説明をきちんと実施しており、その説明の仕方についても特に問題はないものと考えている。提案箱の設置場所については、今後視察委員会から具体的に示された場所について検討したい。
176	大阪少鑑	H28. 3. 31	委員会開催回数を増加する必要がある。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
177	神戸少鑑	H28. 3. 15	自弁購入できる菓子及び飲料について、種類及び個数の増加を要望する。	本年3月24日以降、購入できる菓子を1種類1個から4種類2個へ、飲料を1種類1個から2種類1個へそれぞれ増やした。また、これまで週1日であった購入の機会を週2日とした。
178	奈良少鑑	H28. 3. 8	一般面会室の配置について、在所者と面会者との着席距離を縮める等し、対話を円滑にできるよう配慮すべきである。	本年度面会室の模様替えを実施し、親密で真摯な会話の場となるように、イスとテーブルについて、新たなものを購入し、従来より顔の位置がやや高いものになるよう変更した上で、面会者と在所者がより近い位置となるように配置した。
179	奈良少鑑	H28. 3. 8	居室にエアコンを設置すべきである。	かねてから、夏期の熱中症対策や冬期の暖房対策には腐心してきたところであるが、平成28年2月14日、男子寮の廊下に3台及び女子寮の廊下に1台、高性能な冷暖房機能を備えたエアコンを設置し、全館冷暖房が可能となったことから、在所者の健康維持のため、有効活用を図りたい。
180	奈良少鑑	H28. 3. 8	図書の貸出回数及び貸出冊数を増やすべきである。	従来、図書の貸出冊数は、火曜日が3冊、木曜日が6冊（その内、漫画本はそれぞれ2冊まで）としていたが、今後は、火曜日が5冊、木曜日が8冊（その内、漫画本はそれぞれ2冊まで）とする扱いとしたい。
181	奈良少鑑	H28. 3. 8	在所者の入浴状況を把握し、長期間入浴ができない事態が発生しないよう管理すべきである。	現在、他の施設から移送された者を含め、全ての在所者について、通常の入浴日・時間帯とは別に、原則、入所したその日に入浴（シャワー浴を含む）を実施しており、長期間入浴できない状態は生じていない。
182	奈良少鑑	H28. 3. 8	委員会の開催回数を年4回に限定すべきでない。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。



番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容 (講じなかった場合はその理由)
183	和歌山少鑑	H28. 3. 1	酷暑時に対応できる空調設備の増設を希望する。	空調設備の増設については、当所限りでの対応は難しいので、上級官庁に対し、要望等を実施していく。
184	和歌山少鑑	H28. 3. 1	冬季における在所者の入浴実施時間について、午前中に実施しているが、対応可能な範囲で工夫を行い、湯冷めによる健康障害発生リスクを低減させる措置を希望する。	対応できる範囲で入浴時間帯を遅らせることを検討していく。
185	和歌山少鑑	H28. 3. 1	当委員会の開催回数について、次年度以降、年6回の開催を可能とする対応を強く希望する。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
186	鳥取少鑑	H27. 7. 13	一般相談をもっと実施してほしい。	従前以上に広報に力を入れており、一般相談（少年鑑別所法施行後は、地域援助）件数は増加傾向にある。
187	鳥取少鑑	H27. 12. 7	理解力の劣る在所者には、当日のスケジュール等を前日に教えるよう配慮願いたい。	在所者の理解力等を踏まえて、必要な配慮を行うよう努めたい。
188	鳥取少鑑	H27. 12. 7	地域援助の充実のため、心理技官等の職員の増員を要望されたい。	上級官庁に要望していくとともに、法務教官を活用することで地域援助活動を多角的に拡充していく。
189	鳥取少鑑	H28. 2. 22	在所者が入所前に使用していた薬については、できるだけ同じ薬を使用できるようにされたい。	在所者の投薬については、当所医師の処方によるが、入所前に使用していた薬剤が処方されるのが通例である。
190	鳥取少鑑	H28. 2. 22	入所時のアレルギーチェックについては、食品のみならず化学薬品等のチェックについても実施されたい。	入所時のチェックとして、食物、金属、薬剤、その他の項目について、詳細かつ確実に実施していくこととする。
191	鳥取少鑑	H28. 2. 22	視察委員会の開催回数を、年4回を超えて実施できるように検討されたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
192	松江少鑑	H28. 3. 22	自律的な生活を促すため、在所者の各居室に時計を設置してほしい。	就寝前は廊下の時計を見ることが可能であり、現行の運用を維持することとした。
193	松江少鑑	H28. 3. 22	食育の観点から、メニューや食事をとる際の環境・指導等を今以上に工夫してほしい。	6月の食育月間の指導やレクリエーション室のメニュー表の横に食育に関するポスターを掲示したり、食事を残す者に栄養についての指導を行っているところであるが、さらに工夫していきたい。
194	松江少鑑	H28. 3. 22	夏場の衛生管理、女子在所者への配慮等の観点から、入浴回数(温水シャワーを浴びて髪と身体を洗う入浴を含む)を増やすことを要望する。	入浴は保健衛生上の観点から実施しているところ、地球温暖化、クールビズの設定期間等を踏まえつつ、夏季処遇の期間を前後1か月ずつ計2か月間延長して週3回の入浴を実施するほか、盛夏期間中においては、シャワー浴を実施する。
195	松江少鑑	H28. 3. 22	雨天の場合(荒天時を除く)にも、在所者の要望を聞き、軒下等を利用して屋外での深呼吸や屈伸運動等の機会を与えることを要望する。	在所者の要望があれば実施する。
196	松江少鑑	H28. 3. 22	資格取得に関する書籍のさらなる充実を希望する。	今年度は、資格に関する図書を10冊程度購入しており、来年度以降も続けて、さらに充実させたい。
197	松江少鑑	H28. 3. 22	定期的な議論に加え、年度末の意見の取りまとめのため、委員会の会議の開催日数を年5回は設けてほしい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
198	岡山少鑑	H28. 2. 15	建物が老朽化しており、耐震性診断の診断結果に基づき、適時適切な対応がなされるべきである。	診断結果に基づき法務本省により適時適切な措置が行われるものと思われる。
199	岡山少鑑	H28. 2. 15	在所者が個人居室において時間が分かるようにされたい。	各居室に、小型の置時計を設置することとした。
200	岡山少鑑	H28. 2. 15	運動用の器具・用具について、使用に耐えないものについては適宜新品に交換されたい。	サッカーボール、テニスのラケット・ボール、バドミントンのラケット・シャトル等を更新整備した。
201	岡山少鑑	H28. 2. 15	図書の貸出冊数の拡大を検討されたい。	漫画本の貸出冊数について、2冊から3冊に増やした。
202	岡山少鑑	H28. 2. 15	毎日30分以上の運動時間を確保することが望まれる。	屋外運動と居室内運動の時間を合わせて1日1時間以上を確保しているのを御理解いただきたい。
203	岡山少鑑	H28. 2. 15	主食について、健全な成長を阻害しない範囲内において「おかわり」を認めるべきである。	法務大臣訓令により定められた必要熱量を給与しているため、施設限りでは対応できないので、要望は上級官庁に報告する。
204	岡山少鑑	H28. 2. 15	食事について、寒冷期には一定の保温状態を確保すべきである。	迅速な配食や保温庫の活用で冷めないよう配慮しており、問題ないものと考えている。
205	岡山少鑑	H28. 2. 15	就寝時の明かりをもう少し暗くすることを検討されたい。	在所者の居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態を把握する必要性から、一定の明るさを確保する必要がある。
206	岡山少鑑	H28. 2. 15	入浴回数の増加を検討されたい。	他の少年鑑別所の現状と比較衡量し、保健衛生上の必要性を検討したところ、現行の入浴回数が妥当と考えている。
207	岡山少鑑	H28. 2. 15	暑さ寒さ対策として、エアコン及び暖房器具の増設を検討されたい。	レクリエーション室にエアコンを設置したほか、大型のブルーヒーター1台の増設を検討している。
208	岡山少鑑	H28. 2. 15	自弁購入できる物品の種類を増加すべきである。	新法施行に伴い大幅に増やしたところであるが、さらに、ボールペン及び蛍光ペンについて1色から3色に増やした。
209	岡山少鑑	H28. 2. 15	在所者に対し、提案箱、意見・提案書についての案内と説明を徹底されたい。	入所時オリエンテーションの際に一通り説明しているところであるが、今後は在所者が理解しやすい一層丁寧な説明を行うこととする。
210	岡山少鑑	H28. 2. 15	委員会の開催回数は年4回とされているが、充実した委員会活動を行うためには回数が少ないので、回数を増やすこと(少なくとも5回)を求める。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
211	広島少鑑	H28. 3. 22	在所者が在所する期間は原則4週間であることから、視察委員会の開催は、できれば短時間であっても年間4回から6回程度が適切である。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
212	広島少鑑	H28. 3. 22	提案箱の解錠・確認の頻度は、より頻度が多い方が適切であり、視察委員会の委員が1か月に1度程度、解錠・確認するので協力願いたい。	引き続き、提案箱の解錠・確認が行われる際に、できる限りの協力を行ってほしい。
213	広島少鑑	H28. 3. 22	提案箱への投書の工夫について、生活のしおりの中に提案箱の設置場所がわかるような説明と、提出用の紙を入れてもらいたい。	視察委員会からの要望を受けて、平成27年10月9日付けで、居室内掲示板上に「広島少年鑑別所視察委員会からのお知らせ」という掲示をし、各居室備付けの「生活のしおり」に同掲示及び「意見・提案書」用紙を備え付けている。
214	広島少鑑	H28. 3. 22	提案箱の鍵の保管は、より公正さを担保するため、会議室ロッカー内に毎回封印をした封筒で保管するように検討すべきである。	提案箱の鍵の保管は、会議室ロッカー内に毎回封印をした封筒で保管することとした。
215	広島少鑑	H28. 3. 22	少年鑑別所関係者及び委員同席での協議と、委員のみでの協議とで、区別してそれぞれの議事録を作成すべきではないかと思われる。	少年鑑別所関係者及び委員同席での協議と、委員のみでの協議とで、区別してそれぞれの議事録を作成することとした。
216	広島少鑑	H28. 3. 22	在所者へのヒアリングは、提案箱への投書が活性化するまで、できる限り多く行うべきであり、女子の在所者からのヒアリングは、要望者が特定できないように複数回実施できるようにされたい。	昨年同様、当所としては、委員による在所者との面接について、必要な協力を行う。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容 (講じなかった場合はその理由)
217	広島少鑑	H28. 3. 22	職員からのヒアリングを実施すべきでないかと思われる。	当所としては、委員による職員からのヒアリングについて、必要な協力を行う。
218	広島少鑑	H28. 3. 22	冬季の冷え込みがきつい日は、指定された衣類では寒いので、重ね着を認める等して可能な限り改善をされたい。	冬季は全居室に膝掛け毛布と断熱マットを貸与しているほか、自弁衣服も許可しており、重ね着を禁止してはいない。なお、在所者の体力や当時の気温等を考慮して、実際に冷え込みが強い場合には、健康保持のため、官物の衣服を追加貸与するなど対応したい。
219	広島少鑑	H28. 3. 22	Tシャツ、パンツ、靴下の洗濯は、各人に洗たく用ネットを使用させる等して、改善を図られたい。	Tシャツ、パンツ、靴下について洗濯ネットを使用した場合、乾燥が終了するまでに相当の時間が必要となることから、複数の在所者に対応することが困難となるため、洗濯ネットの使用は予定していない。
220	広島少鑑	H28. 3. 22	就寝時にひどく空腹感を感じると述べる在所者が多かったが、間食によって、量や回数を増やすことで改善することは可能と思われる。	食量については、関係法令（「矯正施設被收容者食料給与規程」等）に基づき、在所者の性別及び体格に合わせて、定められたカロリーの食事を提供している。また、菓子等の自弁の機会も与えている。
221	広島少鑑	H28. 3. 22	要望する者には、家庭教師による指導を受ける機会の増加を可能な限り改善されたい。	当所では週1回、外部講師を招き、義務教育年齢の在所者に職員が個別に働き掛けて学習支援を実施しているが、今後も積極的に参加するよう働き掛けたい。
222	広島少鑑	H28. 3. 22	中学・高校生向けの問題集・参考書の増加を可能な限り改善されたい。	当所では小学校中学年から中学3年までの教科書、問題集、参考書について整備済みであるが、今後一層の充実を図りたい。ただ高校生については、高校によって教材が異なることから自弁品で対応するものとした。
223	広島少鑑	H28. 3. 22	入浴の回数をできれば週5回程度まで増加するように改善されたい。	入浴の回数については関係法令（「在所者の保健衛生及び医療に関する訓令」等）に基づき、当所においては、入浴は通年で週2回、夏季は週1回のシャワー浴を追加し、衛生の保持には十分配慮している。
224	広島少鑑	H28. 3. 22	どの居室からも時計が見えやすいように設置するように改善されたい。	設置可能な廊下壁面には可能な限り設置している状況である。なお、日課等については、その都度寮内放送を通じて職員が指示しており、現行の運用を維持することとした。
225	広島少鑑	H28. 3. 22	入浴日に運動を要望する者には、運動時間を確保できるように改善されたい。	平日の運動時間は室内・戸外合わせて1時間確保しており、入浴日についても同様の取扱いをしている。
226	広島少鑑	H28. 3. 22	入浴時にリンスないしトリートメントを使えるように改善されたい。	従前からリンスインシャンプーを浴室内に整備し、在所者に貸与しているほか、リンスの自弁も許可している。
227	山口少鑑	H28. 3. 31	「犯罪及び非行の防止に関する援助」については、非常に意味のあることであり、法務少年支援センターとしての役割を積極的に果たされたい。	法務少年支援センターとして、施設参観、講演や研修講師の派遣、刑事施設や少年院、児童自立支援施設等関係機関への支援、個人相談等の業務を実施しており、今後も新たな支援先を開拓し積極的に活動していききたい。
228	山口少鑑	H28. 3. 31	法務少年支援センターの役割について、まだ十分な認識が得られていないように思われるため、十分に周知すること。	玄関正門横に、法務少年支援センターの看板を設置したり、各種会議等で積極的に広報したりして周知を図っている。また、新所長着任挨拶時に、より広く広報を実施した。
229	山口少鑑	H28. 3. 31	委員会の開催回数は年4回に固定化することなく、必要かつ適正な開催回数について、協議することを要望する。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
230	山口少鑑	H28. 3. 31	熱中症や防寒対策について、今後も気温の変化や在所者の体調に応じて、適正かつ柔軟に対応されたい。	時期ごとの処遇内容を定めるとともに、日々気温を計測し、在所者の個々の体調についても勘案しながら、適正かつ柔軟に対応しているところであるが、今後も気温の変化や体調に応じて、適正かつ柔軟に対応していききたい。
231	山口少鑑	H28. 3. 31	これまで提案箱への投書がなく、又、在所者との面接時に、当該在所者の当委員会への認識が不十分であったため、入所時に在所者に対し、当委員会及び提案箱について十分説明されたい。	入所時のオリエンテーションにおいて説明しているが、より一層分かりやすく説明するよう職員を指導した。また、生活のおしり意見・提案書の用紙を備え付けることとした。
232	山口少鑑	H28. 3. 31	在所者が職員を目に触れずに提案箱への投書ができるような状況の確保は困難と思われるため、当面設置場所は現行のままとし、適切な設置場所については今後協議したい。	提案箱をどこに設置しても、在所者の居室の出入りの際は持ち物等の検査を実施しており、職員を目に触れずに提案箱へ投かんすることは困難であるが、より投かんしやすい設置場所については、今後も視察委員会と協議していききたい。
233	山口少鑑	H28. 3. 31	在所者との面会に訪れた保護者等や付添人から意見を聴取するための提案箱の設置を検討されたい。	提案箱は、在所者が視察委員会へ意見・提案書を提出するためのものであり、それ以外の方からの施設運営に資するための意見聴取については施設がすべき事項であることから、委員会が直接外部の方から意見聴取するための提案箱の設置は行わない予定である。
234	山口少鑑	H28. 3. 31	運動場にいる在所者が周囲の高層住宅などから見える状況になっており、在所者のプライバシーの問題から今後何らかの対応を検討されたい。	運動実施時は、在所者に帽子を着用させることで顔が見えないようにし、個人の特定をできるだけ防止するようにしており、今後も帽子の着用について徹底したい。
235	山口少鑑	H28. 3. 31	書籍の充実のため、近隣の図書館が実施している移動図書館を利用できるようにしてはどうか。	当所の施設構造上、移動図書館の車両が戒護区域内に入ることとはできず、正面玄関前での書籍の貸出しは、保安警備上の支障により困難であるが、他の方法により、近隣図書館との連携が図れないかについては検討中である。
236	山口少鑑	H28. 3. 31	夕食の時間は午後4時半頃とされているが、社会一般と同様に午後6時ごろとするのが相当ではないか。社会復帰後の生活リズムの観点から在所者の一日のスケジュールについて、改めて検討されたい。	意見の趣旨は十分理解しているが、共同炊飯の都合上、夕食は午後4時過ぎには当所へ搬送され、準備でき次第給与している。食品衛生上の観点から、調理・配食後は直ちに給与すべきであり、食事時間を現行より遅くすることは難しい。
237	山口少鑑	H28. 3. 31	当委員会の意見書の内容及びこれを受けて施設が講じた措置内容について、在所者全員が見ることのできる場所に掲示されたい。	娯楽室において、法務省のホームページで公表後の当所に関する内容について掲示する予定である。
238	徳島少鑑	H27. 9. 25	入所の際、全ての在所者に対し、意見・提案書用紙を配布する運用を行うことを申し入れる。	在所者からの申出により意見・提案書を配布する従前の運用のみならず、在所者が平日は毎日赴く場所に設置した提案箱の横にも常備し、同所に赴いた在所者が自由に居室に持ち帰れるよう改めた。
239	徳島少鑑	H27. 9. 25	在所者が、自由に意見・提案書を投かんできる場所に提案箱を設置することを申し入れる。	提案箱は、在所者が平日は毎日赴く場所に設置しており、申入れの趣旨からして、当所における最適の場所であると思料する。また、在室時に投かんを願い出た場合は、居室前に提案箱を移動し、投かんさせる運用としている。
240	徳島少鑑	H28. 3. 31	入所の際、全ての者に対し、意見・提案書用紙を配布する運用を行うことを申し入れる。	全入所者に対し、入所時のオリエンテーション終了時に意見・提案書を手交し、在所中は手元保管する運用に改めた。
241	高松少鑑	H28. 3. 23	面会時間が短いので、必要に応じて長くするなどの措置をとられたい。	面会の時間は30分を標準としている。ただし、他の面会実施等に支障がない限り、面会内容が重要と認められる場合は、必要に応じて面会時間を延ばす配慮をしている。
242	高松少鑑	H28. 3. 23	少年鑑別所法第81条第1項等の規定に基づき、弁護士等以外でも無立会面会を実施するよう要望する。	少年鑑別所法第81条第1項ただし書きで、無立会面会とすることができるのは、同第80条第2項の各号のいずれにも該当すると認めるときとされており、その場合には、無立会面会を実施することができる。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
243	高松少鑑	H28. 3. 23	週2, 3回の入浴回数では少なく、回数・時間を増やすべきである。困難な場合は、夏場のシャワーの機会を増やすべきである。	夏季3回、冬季2回の入浴のほか、夏季は従前から運動後にシャワー浴を実施している。入浴回数を増やすべきとの意見があったことについては、上級官庁に報告することとした。
244	高松少鑑	H28. 3. 23	健康保持のため運動の回数・時間を増やすべきである。	法令に基づき必要とされる運動時間を確保しており、在所者の健康保持のため、今後も1日おおむね1時間以上の運動時間確保に努めたい。
245	高松少鑑	H28. 3. 23	在所者の健康管理上、洗濯の回数を増やし、さらに清潔保持できるよう要望する。	月間予定表に基づき、平日は毎日、衣類の種類を指定して洗濯を実施している。汚れが目立つ等は、その都度、洗濯を実施して清潔保持に努めている。
246	高松少鑑	H28. 3. 23	本の貸与冊数が1日2冊と少なく、就労や資格取得の勉強のためにも増やすよう要望する。	新法施行後、対応のための準備期間を経て、1日3冊貸与する運用に移行した。なお、就労、資格取得及び学習用図書は、従前から貸与冊数に制限を設けていない。
247	高松少鑑	H28. 3. 23	地域援助業務を積極的に推進するよう要望する。	地域援助業務には、在所としても積極的に取り組んでいるところであり、今後一層推進したい。
248	高松少鑑	H28. 3. 23	在所者の鑑別を適切に行い、地域援助を積極的に行うためには、現在の職員数では少ない。経験のある職員の数も十分ではなく、職員の経験年数にもかなり偏りがあるため、職員数の増加をすべきである。また、経験ある職員を多数養成するような体制をとるよう要望する。	鑑別を適切に行い、地域援助業務を積極的に行うために職員数を増やすべきとの意見があったことについて、在所限りでは対応できない事項であるため、上級官庁に報告することとした。また、鑑別や地域援助業務を適切に実施するために必要な能力向上を図るため、各種研修を実施しているところであるが、今後も計画的に研修を実施したい。
249	高松少鑑	H28. 3. 23	保護室が設置されていないことから、暴れる等の在所者がした場合、他の在所者に影響を与えることとなるので、設置を検討されたい。	敷地面積及び建物面積の関係等により、現在の建物に保護室を設置することは困難であることから、老朽化している庁舎建替えを求めている中で、保護室の設置も併せて要望していきたい。
250	高松少鑑	H28. 3. 23	当委員会の開催回数について、在所期間がおおむね4週間以内と短期間であること、少年鑑別所では在所者からの意見が出にくいことから、年4回の開催数では、多くの在所者から意見を聴くことができない。また、「少年鑑別所視察委員会の活動の手引」に回数制限がないと記載されていること等により、予算を理由に委員会の開催回数を制限することは誤りであり、委員会の開催回数については、委員会の決定に沿うように要望する。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
251	松山少鑑	H27. 10. 1	視察委員面接の説明文について、もう少し平易な文でイラストを入れるなどして、理解しやすい内容となるよう工夫してほしい。	視察委員面接についての説明文を、イラスト・写真入りで生活のしおりに補足として添付した。
252	松山少鑑	H28. 2. 4	他の少年院で提案箱の横に掲示していたポスター（意見提案箱についての説明書き）を在所においても同様の場所に掲示してほしい。	各寮に設置された提案箱の横（合計3箇所）に掲示した。
253	松山少鑑	H28. 3. 30	在所者が提案箱に意見・提案書を投かんしやすいように、今後も、様々な工夫をされたい。	今後とも意見等を投かんしやすい体制作りへの工夫を継続する。
254	松山少鑑	H28. 3. 30	在所者の日課が変更される場合等には、混乱が生じないように、丁寧な説明を心掛けること。	日課を変更する場合等は、全在所者に対し丁寧な説明を行い、混乱の未然防止に努めたい。
255	高知少鑑	H28. 3. 2	視察委員会会議の開催回数を限定することは適当ではなく、また、活動予算の十分な確保を検討されたい。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
256	高知少鑑	H28. 3. 2	休日や夜間にも面会を実施できるよう改善を求める。	夜間・休日の勤務は、平日に比べて少数の職員で実施しているところ、現下の職員事情において、面会に要する職員を新たに配置することは困難である。
257	高知少鑑	H28. 3. 2	午後9時の消灯時間は早いので、消灯時間後の一定時間、他の在所者の迷惑にならない範囲で、居室内で自由に過ごすことができるなど柔軟な運用への改善を求める。	電灯使用時間の延長となると、他在所者への影響、職員配置等の問題から、実施は困難である。ただし、受験勉強等の事情があれば、個別に延長を検討したい。
258	高知少鑑	H28. 3. 2	テレビ視聴時のチャンネル在所者自身に選択できるように運用願いたい。	在所者がテレビチャンネルを自由に選択できるようにした場合、職員が、在所者が不適切な番組を見ていないかの確認を絶えず継続しなければならず、現下の職員事情において、当該業務を処理することは困難である。
259	高知少鑑	H28. 3. 2	食事について、在所者の意見も取り入れた味や彩に改善するよう求める。	食事の献立について、定期的にアンケートをとり、在所者の嗜好を反映するようにしており、引き続き対応していきたい。
260	高知少鑑	H28. 3. 2	居室について、個人スペースの拡大、共同部屋の1人利用の促進並びにドアの内側にノブをつけることを求める。	個室を拡張することについては、現状において、物理的に困難であり、また共同室の1人使用については、全在所者に実施するには共同室数が不足し、公平性に欠けること、また、清掃箇所の増大にもつながり、個人スペース拡大のための一律的な実施は適当でないと考える。ドアノブについては、不必要な突起物の設置は保安警備上支障がある。
261	高知少鑑	H28. 3. 2	在所者によっては職員へ質問等がしにくい状況があるようなので、在所者と職員との関係について、今まで以上に柔らかな関係を築くことを要望する。	在所者への適切な接し方等については、職員研修を実施するなどしているが、一層在所者が質問や相談がしやすい関係を築けるよう職員に指導していきたい。
262	高知少鑑	H28. 3. 2	教科書や参考書を使つての自習のみでは限界があるので、希望する在所者には、ボランティアを含めて十分な学習の機会を付与されたい。	英語については、中学生、高校生あるいは高校復学等を希望している在所者を中心に外部講師から指導を受けられるようにしており、そのほか、自習用問題集をそろえ、またパソコン・携帯端末を使用して教科学習ができるようにしている。職員は在所者に適宜、声を掛けたり、質問にも応じているところであるが、今後どのような形態で学習支援が実施できるか検討したい。
263	高知少鑑	H28. 3. 2	居室内においても、ある程度の運動の容認を検討していただきたい。	運動については、平日晴れていれば戸外で1時間程度実施しているほか、夕方に室内運動の時間（約20分）を設けている。また、休日は午前と午後それぞれ室内運動の時間（約20分）を設けており、この時間にテレビ画面に合わせて運動が可能である。その他の時間帯においては、他の在所者に迷惑が掛かることから運動を禁止しており、室内運動の時間においても、運動の方法を限定しているが、今後、室内運動の時間における運動方法の緩和については検討したい。
264	高知少鑑	H28. 3. 2	家族からの差入れは、在所者の精神状態の早期安定に資するにもかかわらず、仕事を持っている保護者の差入れは受付時間内に行うことが難しく、また、特に他人の使用した下着に抵抗のある在所者も多いことから、初回差入れについては受付時間外でも柔軟に対応していただきたい。	差入れについては、差入れをしようとする者の確認、物品の検査、物品の差入れの可否の検討、傾置に係る事務等を行うことになるが、受付時間外においては、当該事務を行う職員の配置が困難である。
265	高知少鑑	H28. 3. 2	共犯関係にある在所者との接触には、十分な聴き取りをした上で、当該在所者の心情に配慮して対応いただきたい。	共犯関係にある在所者との接触の要否については、今後も在所者の心情等を踏まえて判断することになるが、例えば、共犯関係にある在所者と運動を一緒に行わせる場合でも、罪証隠滅防止のため、会話をさせない措置を講ずることになる。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容 (講じなかった場合はその理由)
266	高知少鑑	H28. 3. 2	領置物品を収納するケースについて、男子の在所者についても、女子の在所者と同様に個別に施錠できるようにしてほしい。	女子の在所者の領置ケースを個別に施錠しているのは、男性職員が一人で領置物品に触れることができないようにするためであり、そもそも領置ケースを保管している倉庫への入室は、どの職員もができるわけではないことから、男子の在所者の領置ケースについては個別の施錠は必要ないと考える。
267	高知少鑑	H28. 3. 2	意見・提案書の提出が1通もないことから、毎週月曜日には在所者全員が提案書を提出することとし、視察委員会作成の提案書の説明資料を居室に備え付けていただきたい。	意見・提案書の提出は、在所者の自発性に基づくものであることから、在所者に意見・提案書の提出を義務付けることはできないが、意見・提案書提出が義務付けられていると受けられるような記載がないのであれば、意見・提案書に係る説明資料を居室に備え付けることは可能である。
268	福岡少鑑	H28. 3. 8	小倉少年鑑別支所に独立した視察委員会を設置された。 設置できないのであれば、相応な予算措置を講じた上、十分な視察活動ができるよう配慮されたい。	視察委員会の増設及び視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置についても、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
269	福岡少鑑	H28. 3. 8	在所者が視察委員会に対し意見を述べやすくするため、必要な措置(①在所者に対する説明、②設置場所、③居室内における申出用紙の常備)を講じられたい。	在所者に対する口頭での説明は、従来から入所時のオリエンテーション等で行っているところであるが、それに加えて、在所者に貸与する「生活のしおり」に、意見・提案書用紙及び申出用の封筒を添付するとともに、同じおりの視察委員会の説明箇所提案箱の設置場所を具体的に記載し、意見を提出しやすくするように改めた。
270	福岡少鑑	H28. 3. 8	在所者にとって、安全な環境をより十全に保つことができる対策を講じられたい。	今年度は収容棟屋上の防水工及び外壁の補修工を実施したが、引き続き必要な補修が実施できるよう予算措置を含めた要求等を行っていききたい。
271	福岡少鑑	H28. 3. 8	建物(本所)の全面的な建替えについて、法務省に強く求められたい。	老朽化が進んでいるため、現地改築を含めた必要な方策についての要望を検討していきたい。
272	福岡少鑑	H28. 3. 8	基幹施設としての機能を果たすべく、職員配置数を見直されたい。	引続き必要な増員について、要求していききたい。
273	福岡少鑑	H28. 3. 8	在所者の特性を考慮に入れ、在所者のニーズに見合った図書を適宜整備できるよう、努められたい。	在所者のニーズに応じた図書の整備を継続していきたい。
274	福岡少鑑	H28. 3. 8	在所者に対する学習支援制度の整備、充実に努められたい。	学習支援制度の拡充に努めていききたい。
275	佐賀少鑑	H28. 3. 25	在所者の食事の量について、食事の分量に関する意見を丁寧に聞き取り、それを通じて決められるようにされたい。	在所者に給与する食事の熱量は、矯正施設食糧給与規程等に定められており、食事の規定量を増減するのは難しいが、在所者が残すことはできる。
276	佐賀少鑑	H28. 3. 25	夏季の入浴回数を増やすよう検討されたい。	梅雨・夏季期間に浴槽使用及びシャワーによる週5回の入浴を行っているが、今後も適切な衛生管理を実施していく。
277	佐賀少鑑	H28. 3. 25	県内の小中学校で使用している各科目教科書及び漫画「日本の歴史」シリーズを備置されたい。	県内の小中学校で使用している各科目教科書76冊及び漫画「日本の歴史」シリーズ1セットを発注した。
278	長崎少鑑	H27. 8. 5	「意見・提案書」を在所者に配布するよう検討されたい。	通達に基づき、提案箱の横に備え付ける方法で運用しており、在所者全員への配布は予定していない。
279	長崎少鑑	H27. 10. 28	「意見・提案書」を在所者に分かりやすい書式に変更するよう検討されたい。	通達で定められた書式を使用しており、変更は困難と考える。
280	長崎少鑑	H27. 10. 28	在所者が提案箱について承知していない。周知徹底を求めたい。	意見の提出については「生活のしおり」に記載してあるが、さらに周知徹底を図りたい。
281	長崎少鑑	H27. 10. 28	夕食から翌朝の朝食までの時間が長いので、空腹感を満たせる自弁品について検討されたい。	菓子類を2品目増やした。
282	長崎少鑑	H27. 10. 28	自弁の飲料の種類を増やされたい。	飲料を2品目増やした。
283	長崎少鑑	H27. 12. 16	戸外の運動場で運動できるよう、ふかん防止措置を検討されたい。	上級官庁に要望を出したところ、費用面で実施困難との回答を得た。
284	長崎少鑑	H28. 3. 17	運動場に簡易なシート等で視界を遮る方策を検討されたい。	簡易シートであっても柵組の設置や防風雨対策などに多額の費用が必要であり、施設限りでは対応できないため、改めて上級官庁に報告・要望する。
285	長崎少鑑	H28. 3. 17	「意見・提案書」については、入所時に配布するか、「生活のしおり」に同封するよう検討されたい。	在所者の申出に応じて職員が居室前まで提案箱を持参するか、「意見・提案書」を「生活のしおり」に同封する方法を検討したい。
286	長崎少鑑	H28. 3. 17	「意見・提案書」を在所者に分かりやすい書式に変更するよう検討されたい。	通達で定められた書式を使用しており、変更は困難と考えるが、本意見があったことは上級官庁に報告する。
287	長崎少鑑	H28. 3. 17	提案制度をより周知徹底させるため、提案箱の上にポスターを設置するよう検討されたい。	表現等を検討したうえで、掲示物を設置したい。
288	長崎少鑑	H28. 3. 17	食欲旺盛な在所者には、主食の量を増量されたい。	矯正施設食糧給与規程等に基づいて給与しており、変更は困難である。
289	長崎少鑑	H28. 3. 17	夕食の時間は、午後5時よりも遅くすることについて検討されたい。	賃金職員との契約条件による制約や、一般職員の超過勤務削減への取組等を鑑み、変更は困難である。
290	長崎少鑑	H28. 3. 17	自弁の飲食品は買い置き保存ができるようにし、間食できる日を週4回に増やすよう検討されたい。	衛生面、健康管理面からみて問題ないか検討していきたい。
291	長崎少鑑	H28. 3. 17	自弁対象食品には、菓子類だけでなく、常温保存可能なパン類を追加されたい。	衛生面、健康管理面からみて問題ないか検討していきたい。
292	熊本少鑑	H28. 2. 15	在所者から居室にクモや蚊がいるので改善してほしいという意見が出されていることから、改善策をとられたい。	在所者の居室専用掃除機を整備して居室の保清に努めており、在所者からの申出があれば、速やかに職員が適宜の方法で排除している。
293	熊本少鑑	H28. 2. 15	在所者から、蔵書について「固すぎる」という意見が出されているので、多様な本を取り入れられたい。	予算状況に応じて、在所者アンケートの意見等も参考にしながら書籍等の整備に努めているところである。
294	熊本少鑑	H28. 2. 15	在所者から、冬季の居室が寒いという意見が出されているので、暖房器具の設置等について検討されたい。	火気を使用する機器は、火災防止や保安上の観点から設置は困難であるが、その他の採暖・保温の措置については、状況を勘案しながら適切に対応していく。
295	熊本少鑑	H28. 2. 15	在所者から、入浴の回数、時間を増やしてほしいという意見があったので検討願いたい。	在所者の入浴回数は、法令に則った運用としている。1回の入浴時間については20分としており、衛生的な観点に照らして妥当であるものと認識しており、これ以上延長することは日課の運営に支障をきたすものと思料する。
296	熊本少鑑	H28. 2. 15	在所者から、タオルを増やしてほしいという意見があったので検討願いたい。	タオルについては、必要分を貸与しているが、季節等に応じた使用可能な数の変更を今後検討したい。
297	熊本少鑑	H28. 2. 15	在所者から、ボディソープがほしいという意見があったので検討願いたい。	現在は、自弁品に限りボディソープの使用を認めているが、在所者に支給する石けんの在庫がなくなり次第、ボディソープを支給することとしている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
298	熊本少鑑	H28. 2. 15	在所者から、食事の量が少ない、食事の味付けが辛い、カレーが辛い、肉が少ないという意見があったので検討願いたい。	在所者の給食は、熊本刑務所において調理した給食を給与しており、毎月1回開催される給食委員会に当所担当者が出席している。その場において当所在所者の好みの傾向や給食に対する反応等について伝達に努めている。
299	熊本少鑑	H28. 2. 15	在所者から、電動ひげそりがほしいという意見があったので検討願いたい。	自弁の電動かみそりは、使用を認めている。
300	熊本少鑑	H28. 2. 15	在所者から、報知板を出しても職員が対応しないときがあったという意見があったので検討願いたい。	当所職員は、在所者からの申出等には可能な限り速やかに対応しているものと承知しているが、今後ともその姿勢を継続していく。
301	熊本少鑑	H28. 2. 15	在所者から、貸与される服が小さい、大柄の在所者に合う服が用意されていないという意見があったので検討願いたい。	一部の衣類については、自弁のものの使用を認めているほか、貸与する衣類についても、予算の許す範囲において、多様なサイズのもの整備に努めていきたい。
302	熊本少鑑	H28. 2. 15	少年鑑別所における在所者の在所期間が短いことから、在所者の意見をできるだけ聴取することを考えるならばできれば2か月に1回、最低でも年5回は委員会を開催することが必要と考える。次年度以降においては、年6回委員会を開催することを要望する。	視察委員会の開催に伴い必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、委員会の要望は上級官庁に伝達する。
303	大分少鑑	H28. 1. 18	大分少年鑑別所の男子居室にエアコンを設置されたい。	自庁予算による対応は困難であるため、上級官庁に必要な予算を要望する。
304	大分少鑑	H28. 1. 18	在所者が当委員会に対して提出する書面（法9条4項）について、当委員会で作成する意見・提案書の書式を使用されたい。	通達で定められた書式を使用しており、変更は困難と考えるが、本意見があったことは上級官庁に報告する。
305	宮崎少鑑	H27. 10. 1	共同部屋でトイレに入るのが恥ずかしいという意見があったので、羞恥心への配慮について検討されたい。	収容人員が増加した場合等、共同室への収容はやむを得ないが、できる限り配慮したい。
306	宮崎少鑑	H27. 10. 1	部屋の位置によっては時計が見えにくい位置にあるので増やしてほしいとの要望があったので検討されたい。	時計の設置数を増やした。
307	宮崎少鑑	H27. 10. 1	提案箱の存在を知らない在所者がいたため、在所者に対して提案箱の設置か所の周知徹底を行うこと。	従来どおりの入所時のオリエンテーションで説明を行ったほか、現物を見せるなど、折をみて在所者に対する説明を行うこととし、在所者の理解を深めることとする。
308	宮崎少鑑	H27. 10. 1	「両親との面会中に、職員が話に入ってきて話しくいことがあった。」との声があったので、在所者が保護者との面会で気兼ねなく話ができる環境を作ること。	面会時に問題が生じれば両者の調整を図ったりすることはあるが、面会時における在所者と家族のやり取りについては、当該在所者の「ありのまま」の姿を観察する絶好の場であると職員も認識しており、今後も職員研修等において、さらに意識を高めることとする。
309	宮崎少鑑	H27. 12. 25	「運動の科目を増やしてほしい」という要望が複数上がった。天候上及び施設上の制限の範囲内で在所者が積極的に参加できるようボール競技等の種目面に配慮されたい。	今後も運動用具の購入等により、種目を増やしていく予定である。
310	宮崎少鑑	H28. 3. 24	飲み物はお茶が給与されているとのことであるが、お茶が熱いという意見があるので検討されたい。	夏場は冷茶を給与しているが、夏場以外は衛生面等を考慮してお熱いお茶を給与している。夏場の冷茶についても、沸騰させた後に冷やして給与する等の衛生面に配慮して給与している。
311	宮崎少鑑	H28. 3. 24	夕食時間を遅くできないか検討されたい。	意見の趣旨は十分理解しているが、共同炊飯の都合上、夕食が当所に搬送され、準備ができ次第給与している。食品衛生上の観点から、調理・配食後は直ちに給与すべきであり、食事時間を現行より遅くすることは難しい。
312	宮崎少鑑	H28. 3. 24	夜間照明が明るくて眠れないという意見があったので、照度を落とすなど検討されたい。	在所者の居室の照明は、保安上の必要性、在所者の健康状態を把握する必要性から、一定の明るさを確保する必要がある。
313	鹿児島少鑑	H27. 7. 21	提案箱の設置方法について、提案箱の中身を確認できないようにされたい。	提案箱を金具で固定した。
314	鹿児島少鑑	H27. 10. 27	提案箱の投かん口の穴の面積が大きく、投かんされた意見・提案書を取り出すことが可能と思われるので改善願いたい。	投かん口を狭くし、取り出せないよう改善した。
315	鹿児島少鑑	H27. 10. 27	在所者との面接の機会を作るため、在所者に対して面接の告知をされたい。	視察委員会の開催日の2週間前から、在所者に告知をし、希望者を募ることとした。
316	鹿児島少鑑	H27. 12. 21	在所者に対して、少年鑑別所視察委員会への意見や提案が直接委員会委員に届けられることを説明願いたい。	毎週1回、在所者に対して視察委員会への意見や提案が直接委員会に届けられることを告知し、視察委員会の活動を周知することとした。
317	那覇少鑑	H27. 7. 29	提案箱に書面を入れるのを職員に分からないようにすることはできないか検討されたい。	警備上の観点から、在所者の行動を職員の視線内で行わせる必要があり、書面を入れる場面のみ例外を認めることは困難である。
318	那覇少鑑	H27. 7. 29	「意見・提案書」の様式の変更はできないか検討されたい。	意見・提案書の様式の変更は、通達で定められているので変更はできない。
319	那覇少鑑	H27. 7. 29	「意見・提案書」の用紙を入所時に配布することはできないか検討されたい。	生活のしおりに入れて使用できるようにする。
320	那覇少鑑	H27. 10. 8	「生活のしおり」の視察委員会に関する文章を変更したいので検討されたい。	委員会から出された案を基に、提案箱の写真を入れるなどして作成する。
321	那覇少鑑	H27. 12. 2	提案箱の投入口から中が見える状況であり、傾けると取り出せる状況であるので検討し、「意見・提案書」を提案箱に吊り下げ、用紙を手にしやすい状況にすることについて検討されたい。	投入口が大きく開かないように対処し、「意見・提案書」を提案箱横に吊り下げた。
322	那覇少鑑	H28. 3. 10	居室内に視察委員会についてのポスターを掲示したい。	ポスターの内容を確認して検討したい。